

規制の事前評価書

令和 3 年 2 月
国家公安委員会・警察庁

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

規制の名称：クロスボウに係る所持禁止・所持許可制の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和3年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

警察庁において平成22年1月1日から令和2年6月30日までの間に検挙されたクロスボウ使用事件について調査したところ、クロスボウが使用された刑法犯が23件把握され、このうち殺人事件（4件）、殺人未遂事件（4件）、強盗致傷事件（2件）、傷害事件（2件）等の故意に人の生命・身体を害する罪の事件が13件と半数以上を占めている。このほか、軽犯罪法違反、動物の愛護及び管理に関する法律違反等の特別法犯事件の検挙も9件あり、同期間の検挙事件は32件にのぼる。

また、令和2年7月以降も、クロスボウが使用された殺人未遂事件が2件発生したほか、暴行事件、器物損壊事件等が発生しているところである。

本改正により、クロスボウに係る規制を新設しなければ、今後もクロスボウが使用された事件が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられるおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

①のとおり、クロスボウが使用された凶悪な犯罪が多数発生している。その要因としては、ク

クロスボウは、引いた弦を固定して引き金を引くことで矢を発射することが可能であり、操作が容易である等の特徴を有し、また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）において規制されている拳銃や空気銃に匹敵する威力を有しているにもかかわらず、どのような用途・目的であっても、どのような者であっても所持できる状態になっていることが挙げられる。

〔規制の内容〕

このような状況に鑑み、クロスボウを所持禁止の対象とした上、標的射撃等一定の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、クロスボウの取扱いに関する講習会を受講した上、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。また、一定の犯罪行為を行った者や他人の生命、身体又は財産を害するおそれのある者等の人的欠格事由を設ける。

〔規制以外の政策手段の検討〕

規制以外の政策手段として、業界の自主的取組が考えられる。しかし、平成 5 年にクロスボウの輸入・製造業者から成る「日本クロスボウ安全普及協議会」が設立され、自主規制に関する規約が定められたものの、現在、同協議会は活動しておらず、また、クロスボウの輸入、製造及び販売に関し、全体を統括する業界団体も存在しないため、その自主的取組に期待することは困難である。また、現にクロスボウを所持する者がおり、さらに、海外から直接入手することも可能であるため、クロスボウの所持について規制をかけなければ、クロスボウを使用した凶悪な犯罪を防ぐことはできない。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

〔遵守費用〕

所持許可を受ける場合、所持許可申請に係る事務的負担が発生する。

所持許可を受けない場合、クロスボウを適法に所持できる者へ譲り渡すことにより、現金に換価することが可能であるため、遵守費用は発生しない。

＜参考＞

（所持許可を受ける場合）

- 空気銃に係る所持許可申請に係る手数料の標準額：10,500 円
- 空気銃の取扱いに関する講習会に係る手数料の標準額：6,900 円

（所持許可を受けない場合）

- 警察に提出又は廃棄されるクロスボウの数：現時点では推定も含め算出不可能
- 一台当たりのクロスボウの財産的価値（価格）：数千円～数万円／台

[行政費用]

手数料で賄われる許可申請に対する審査や取扱いに関する講習会の開催の事務的負担のほか、所持許可が行われる場合、行政処分に係る事務的負担が発生するが、特段の体制の強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。

所持許可が行われない場合、警察が回収したクロスボウの廃棄に係る事務的負担が生じるが、これについても費用の増加は僅少である。

<参考>

(所持許可が行われる場合)

- 許可申請に対する審査：所持許可申請に係る手数料の標準額と同額
- 取扱いに関する講習会の開催：取扱いに関する講習会に係る手数料の標準額と同額
- クロスボウに係る行政処分の件数：現時点では推定も含め算出不可

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本改正は、規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

クロスボウの所持を一般的に禁止し、所持許可制を導入することにより、規制対象となるクロスボウを使用した事件を防ぎ、国民の生命及び身体に対する被害の防止が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本改正に関する便益を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本改正は、規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本改正により、一定の行政費用の発生が見込まれる（2③参照）。

他方、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、クロスボウを使用した事件を防ぎ、国民の生命及び身体に対する被害が防止されるといった効果が見込まれる（3⑤参照）ことから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、クロスボウの新たな販売・輸入・製造を禁止する案が考えられる。

[費用]

遵守費用としては、例外的に販売・輸入・製造の許可を受ける場合には、許可の申請に係る事務的負担が発生する。

行政費用としては、許可申請に対する審査の事務的負担が発生する。

[効果（便益）]

既に販売・輸入・製造されたクロスボウを使用した事件が発生するおそれがあり、効果は限定的である。

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、代替案では上記遵守費用・行政費用が生じ、規制案では所持許可に関する審査等の事務が生じる。これらを単純に比較することは困難であるが、代替案については、上記のとおり、得られる効果が限定的である一方、規制案については、クロスボウが使用された事件の発生を防ぎ、国民の生命及び身体に対する危害を防止できるものであり、得られる効果が大きいことから、規制案を採用することが妥当であると考えられ、本改正は妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

警察庁において開催した「クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会」（座長：藤原静雄中央大学大学院法務研究科教授）において、クロスボウの所持等の在り方について検討が行われた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- クロスボウに係る所持許可数
- 警察に提出されるクロスボウの数
- クロスボウが使用された事件の発生状況